

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年 6 月29日

【会社名】 三京化成株式会社

【英訳名】 SANKYO KASEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 川 和 夫

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北久宝寺町一丁目 9 番 8 号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 (06)6262 - 2881(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 糸 原 博 一

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区本町二丁目 1 番 6 号 (堺筋本町センタービル)

【電話番号】 (06)6271 - 1881(直通)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 糸 原 博 一

【縦覧に供する場所】 三京化成株式会社東京支社
(東京都中央区日本橋人形町三丁目 8 番 1 号(T T 2 ビル))
三京化成株式会社浜松支店
(浜松市中区佐藤一丁目40番21号)
三京化成株式会社名古屋支店
(名古屋市中区丸の内三丁目10番 6 号)
株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
(注) 三京化成株式会社浜松支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

・ 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円25銭 総額55,146,597円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

・ 剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、定款第28条第2項及び第34条第2項の規定を変更するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、北嶋紀子を選任するものであります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、大槻一博、福本繁、新谷充則、岡健治の4名を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退職慰労金として、市川正治及び田中崇郎に対し贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|----------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 | 8,968 | 30 | 0 | (注)1 | 可決 99.7 |
| 第2号議案 | 8,969 | 29 | 0 | (注)2 | 可決 99.7 |
| 第3号議案 北嶋 紀子 | 8,962 | 36 | 0 | (注)3 | 可決 99.6 |

| | | | | | | |
|-------|-------|----|---|-------|----|------|
| 第4号議案 | | | | | | |
| 大槻 一博 | 8,967 | 31 | 0 | | 可決 | 99.7 |
| 福本 繁 | 8,967 | 31 | 0 | (注) 3 | 可決 | 99.7 |
| 新谷 充則 | 8,965 | 33 | 0 | | 可決 | 99.6 |
| 岡 健治 | 8,965 | 33 | 0 | | 可決 | 99.6 |
| 第5号議案 | 8,939 | 59 | 0 | (注) 1 | 可決 | 99.3 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。